

この調査票は、農作物を販売している等、農業を事業として営んでいる方が収支内訳書を作成するための資料・メモとして作成するものです。（令和6年中に作付けをしなかった方、税務署で申告を行う方については、作成の必要はありません。）
家庭菜園だけの方、家事消費分のみで出荷がなく今後もその予定がない方は、申告不要のため、この調査票を作成する必要はありません。

項目ごとに収支内訳書の記号に対応していますので、調査票の記載が終わったら、収支内訳書の対応する記号の欄へ金額の転記をお願いします。
申告当日はこの調査票と、作成した収支内訳書を必ず持参してください。（JAのマネジメントを使用する場合も調査票及び収支内訳書へ金額を転記してください。マネジメントだけを収支内訳書として使用することはできません。）

令和6年分 農業経営状況調査票

住 所 _____

氏 名 _____

A. 収入の部

①販売金額：米や野菜、花、果実、畜産など農産物の販売代金

農産物等の種類		数量(俵・箱・kg)	品種・販売先等	金額
米	JA出荷分			
	JA出荷分以外			
野菜				
その他				
①販売金額計				円

②家事・事業消費金額

分類	品種	数量(俵・箱・kg)	見積単価(1俵/kgあたり)	金額	*家事消費 家で食べるために消費したものや、親類などへ贈与したもの *事業消費 小作料や機械代として現物を渡したものの、翌年の種もみとして取っておくもの
米					
野菜					
②家事消費・事業消費計				円	

③雑収入

項目	相手先	金額
③雑収入計		円

*国や県、市からの交付金や補助金、東京電力㈱からの損害賠償金など。

*農作業受託による収入も含む。

B. 必要経費の計算(記号は収支内訳書に対応しています。同じ記号の欄へ金額を転記してください。)

科 目	具 体 例	支出金額	
雇 人 費	農作業に従事した雇人に支払った労賃（親族への支払いは含めない）。現物支給分も金額に換算。	⑧	裏面の1へ記載してください。
小作料・賃借料	① 農地の賃借料 ② 農業以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの協同施設利用料	⑨	裏面の2へ記載してください。
減価償却費	建物、農機具、車両、搾乳牛などで10万円以上、1年以上使用可能なもの	⑩	裏面の3へ記載してください。
貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失	⑪	円
利子割引料	事業用資産の借入金利子、受取手形の割引料	⑫	円
租 税 公 課	① 税込経理方式による消費税納付額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、不動産取得税、自動車税（取得税、重量税を含む）などの税金 ② 水利費、農業協同組合費などの公課	㊶	裏面の4へ記載してください。
種 苗 費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用	㊸	円
素 畜 費	子牛、子豚、ひななどの取得及び種付料	㊹	円
肥 料 費	肥料の購入費用	㊺	円
飼 料 費	飼料の購入費用	㊻	円
農 具 費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費	㊼	円
農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除費	㊽	円
諸 材 料 費	ビニール、ロープ、釘などの諸材料の購入費	㊿	円
修 繕 費	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用	㊷	円
動力光熱費	農業用に使用した、電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費	㊲	裏面の「C.動力光熱費等の按分表」へ記載してください。
作業用衣料費	農業用作業衣、長靴などの購入費	㊳	円
農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金	㊴	円
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料	㊵	円
土地改良費	客土費	㊶	円
その他委託	作業委託などの労賃	㊷	裏面の5へ記載してください。
雑費	農業経営上、他の費用に当てはまらない経費	㊸	円
専従者控除	生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、1年のうち6か月を超える期間、農業に専ら従事している場合、1人につき次の①・②のいずれか少ない方の金額を経費にすることができます。なお、この専従者控除額は専従者の給与収入となります。		
	①配偶者：86万円 配偶者以外：50万円	⑮専従者控除額計	
	②収支内訳書(表)の⑮の金額÷(専従者の数+1)	円	

裏面も記載してください。

1. 令和6年中に農作業で雇人に支払った金額を記載してください。

雇人費 (⑧)	支払先住所	支払先氏名	日数	支払金額
⑧雇人費計				円

2. 令和6年中に支払った小作料・賃借料(支払い見込み含む)について記載してください。

小作料 賃借料 (⑨)	支払先住所	支払先	地目	地積	支払金額
				m ²	
				m ²	
⑨小作料・賃借料計					円

※小作料を品物等で支払っている場合は、品物名と数量を記載してください。

3. 減価償却資産について記載してください。

6 年 中 に 取 得	農業機械名	数量	取得価額	購入月	耐用年数	事業割合
	(新規・中古)					%
	(新規・中古)					%
	(新規・中古)					%



- ①収支内訳書(裏)の「減価償却費の計算」欄で今年分の減価償却費を計算する
- ②令和5年以前に取得した分も含めて収支内訳書(裏)の「減価償却費の計算」へ記載する

【減価償却費の計算方法】

- ①H19年4月1日以降に購入した場合（定額法）
- 取得価額 × 償却率 × 月数／12 × 事業割合 = その年分の減価償却費
- ②H19年3月31日までに購入した場合（旧定額法）
- 取得価額 × 90％ × 償却率 × 使用月数／12 × 事業割合 = その年分の減価償却費

【主な減価償却資産の耐用年数表】

車 両 等	軽トラック、軽乗用車、貨物自動車（ダンプ式）	4年
	貨物自動車（ダンプ式以外）、普通ライトバン	5年
	農業に使用した普通乗用車	6年
機 械 ・ 設 備	トラクター、田植機、コンバイン、収摺機などの農業用機械	7年
	パイプハウス(主として金属製のもの)	10年
	用水路、農用井戸など(主としてコンクリート造りのもの)	17年
	かん水用又は散水用配管など(主として金属造りのもの)	14年

【中古資産の耐用年数】

- 法定耐用年数の全部を経過した資産
- 法定耐用年数×0.2＝耐用年数
- 法定耐用年数の一部を経過した資産
- 法定耐用年数－(経過年数×0.8)
＝耐用年数

※なお、上記の計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たないときは2年とします。

【償却率表】

耐用年数	償却率（定額法）		耐用年数	償却率（定額法）		耐用年数	償却率（定額法）	
	H19.3.31 以前の取得	H19.4.1 以降の取得		H19.3.31 以前の取得	H19.4.1 以降の取得		H19.3.31 以前の取得	H19.4.1 以降の取得
2年	0.500	0.500	6年	0.166	0.167	10年	0.100	0.100
3年	0.333	0.334	7年	0.142	0.143	11年	0.090	0.091
4年	0.250	0.250	8年	0.125	0.125	12年	0.083	0.084
5年	0.200	0.200	9年	0.111	0.112	13年	0.076	0.077

4. 令和6年中に農業資産に対して納めた税金などについて記載してください。

租税公課 (①)	種 目	支払金額	事業割合	算入金額
	固 定 資 産 税		%	
	軽 自 動 車 税		%	
	農 業 組 合 費 等		%	
			%	
①租税公課計				円

※農業分の固定資産税額は田畑等の課税標準額×1.4％で算出された金額です。（小数点未満切捨て）

※所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、過料、交通反則金などは経費になりません。

5. 令和6年中に支払った作業委託料について記載してください。

その他委託 (②)	委託内容	支払先	事業割合	支払金額
			%	
			%	
②その他委託計				円

※稲刈り・乾燥などを委託して行った場合に記載してください。

C. 動力光熱費等の按分表

	水道料	電気料 (一般)	電気料 (動力)	灯 油	軽 油	ガソリン	
金 額 (年間合計)							
事 業 割 合	%	%	%	%	%	%	③動力高光熱水費合計
必 要 経 費 算入額							円

※年間の合計額に事業使用割合を乗じて経費算入額を求めてください。

事業使用割合については、科目ごとに使途及び走行距離などから適切に算出してください。